

第3期恵那市 ICT 活用推進計画（恵那市 DX 推進計画）策定業務委託仕様書

本仕様書は、第3期恵那市 ICT 活用推進計画（恵那市 DX 推進計画）策定業務委託事業者選定に係るプロポーザルの提案及び結果を受け、適宜変更するものとする。

1. 業務名

第3期恵那市 ICT 活用推進計画（恵那市 DX 推進計画）策定業務委託

2. 目的

近年の急速な情報通信技術の進展や、人口減少、働き方改革などの社会情勢の変化を踏まえ、自治体においても、AI や RPA、MaaS といった先進技術を活用した行政サービスの高度化や業務改革、地域課題の解決が求められている。

また、国や県からは「自治体 DX 推進計画」などに基づく施策が打ち出され、地方自治体としても一層のデジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進が重要となっている。こうした背景のもと、本業務は、第2期恵那市 ICT 活用推進計画の成果と課題を整理・分析し、社会・技術・政策の最新動向を踏まえながら、恵那市の実情や特性を活かした「第3期恵那市 ICT 活用推進計画（恵那市 DX 推進計画）」を策定することを目的とする。

本計画は、「恵那市総合計画」および「恵那市行財政改革大綱」との整合を図りつつ、行政の効率化、住民サービスの向上、地域の持続的な発展を目指し、行政と地域が一体となった DX の推進に資するものとする。

3. 委託業務期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4. 業務内容

（1）現状把握業務

恵那市における現状と課題の整理を行い、地域の実情や特性を活かした計画策定を行うため、既存資料等を整理分析する。

① 第2期恵那市 ICT 活用推進計画の進捗状況の把握と分析

恵那市の現状を把握し、課題を整理、分析する。また強み・弱み等を分析する中で、地域課題等も整理する。

② 社会情勢、最新の情報化技術の動向の整理

人口減少社会や働き方改革の進展に伴う、テレワーク・Web 会議等の増加など今後想定される社会情勢、AI、RPA、MaaS 等 ICT 技術の防災・地域活性化等への活用、並びに情報セキュリティ対策も含めた最新の情報化技術の動向を整理する。

③ 国・県の情報化政策の動向の整理

自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画、市町村官民データ活用推進基本計画、岐阜県デジタル・トランスフォーメーション推進計画など、国及

び県の情報化政策の動向を整理する。

(2) 計画の策定業務

① ICT 活用推進計画（DX 推進計画）の策定に伴う各種施策の検討

(1) で整理した内容により、具体的な施策等を検討する。検討にあたっては、必要に応じて担当各課へのヒアリング等の実施を想定する。

② ICT 活用推進計画書（DX 推進計画書）素案の作成

本市の情報化推進に向けた計画書素案を作成する。作成に際しては「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」、「官民データ活用推進基本計画」等も参考とすること。

③ ICT 活用推進計画書（DX 推進計画書）案の作成

素案や活用推進委員会の検討等を踏まえ、計画書案を作成する。案作成後は、本市においてパブリックコメントを実施する。

④ ICT 活用推進計画書（DX 推進計画書）の作成

パブリックコメントでの意見等も踏まえて、計画書を作成する。

⑤ 会議等支援

恵那市 ICT 活用推進委員会（4 回程度）の開催にあたり、資料作成、必要な助言、会議運用支援を行う。当日は担当者が適宜オブザーバーとして出席（オンラインも可）し、必要な対応を行うとともに、議事録を作成した上で討議結果をその後の作業に反映させる。

⑥ パブリックコメント実施支援

パブリックコメントの資料作成、計画書への意見反映を行う。

(3) 計画書及び概要版の作成

確定した計画書及び概要版を作成する。

5. スケジュール（予定）

期 間	内 容
令和 7 年 7 月～令和 8 年 2 月（4 回程度開催）	ICT 活用推進計画委員会
令和 7 年 9 月	計画書素案の完成
令和 7 年 12 月	計画書案の完成
令和 8 年 1 月上旬～令和 8 年 2 月上旬	パブリックコメント
令和 8 年 2 月下旬	計画書の完成
令和 8 年 3 月	計画書の公開

6. 成果品

成果品として次のものを納品すること。

(1) ICT 活用推進計画書（DX 推進計画書）：A4 判、70 ページ程度

(2) ICT 活用推進計画書（DX 推進計画書）概要版：A4 判、4 ページ程度

※データ（PDF、Word 形式）、関連資料データ、CD-R 1 枚

7. その他

- (1) 本業務を処理するために個人情報を取扱う場合は、個人情報及びプライバシーの保護に努めること。また、受託者は個人情報の適切な取扱いを保証できることとし、業務中に知り得た情報等を他に漏らしてはならない。
- (2) 本業務において、損倍賠償及びその他問題は、すべて受託者の責任において処理するものとし、これにかかる費用はすべて受託者の負担とする。
- (3) 受託者は、契約締結後速やかに「着手届、作業工程表、その他恵那市が必要と認める書類」を恵那市に提出し、承認を受けるものとする。
- (4) 業務中、最新の情報取得に最大限務めること。また、情報取得の遅れにより、業務に支障が出ることをないように留意すること。
- (5) 本市の要望に合わせて、常に情報交換できる体制を確立すること。
- (6) 本業務の遂行にあたりその他疑義が生じた場合は、市と協議のうえで実施するものとする。